

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、軽自動車税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税 事務
②事務の概要	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自動車検査協会（全国軽自動車協会連合会）で申告を受け付けた情報を入手する。 ・原付・小型特殊については、明和町で申告を受け付ける。 ・減免の申請を受け付ける。 【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。 【調査通知事務】 ・死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを持っていた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証明書発行を実施する。 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。
③システムの名称	1. 軽自動車税システム（e-ADWORLD2） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	提供を受けたマイナンバーは真正性を確認している。また住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類は、鍵付きの書庫で管理し、リスクへの対策を行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I ― 5. ― ②	税務課長 北岡 和成	税務課長 松井 友吾	事後	
平成29年6月15日	II ― 1. ― 時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II ― 2. ― 時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I ― 5. ― ②	番号法第19条 第7項 別表第二の27,28,29の項	番号法第19条7（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）（第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）:27の項 ・別表第二省令第20条	事後	
平成30年8月31日	I ― 5. ― ②	税務課長 松井 友吾	税務課長	事後	
平成30年8月31日	II ― 1. ― 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II ― 2. ― 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
平成30年10月18日	2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	誤入力訂正
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和1年5月31日	II ― 1. ― 時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II ― 2. ― 時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和2年9月30日	I ― 7. ― 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年9月30日	II ― 1. ― 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年9月30日	II ― 2. ― 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	【Ⅰ. 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）（第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項・別表第二省令第20条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠） 第20条	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ　－　1.　－　時点日欄	令和2年9月30日　時点	令和3年8月20日　時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ　－　2.　－　時点日欄	令和2年9月30日　時点	令和3年8月20日　時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ　－　1.　－　時点日欄	令和3年8月20日　時点	令和4年6月17日　時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ　－　2.　－　時点日欄	令和4年6月17日　時点	令和4年6月17日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I 要 － 1. － ②事務の概	地方税法及び明和町税条例に基づき、毎年4月1日現在において町内に車両を有する義務者に対し軽自動車税の賦課業務を行う。	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自動車検査協会（全国軽自動車協会連合会）で申告を受け付けた情報を入手する。 ・原付・小型特殊については、明和町で申告を受け付ける。 ・減免の申請を受け付ける。 【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。 【調査通知事務】 ・死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを持っていた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証明書発行を実施する。 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。		
令和5年7月31日	I 拠 － 3. － 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	Ⅱ － 1. － 時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和5年7月31日	Ⅱ － 2. － 時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和6年12月24日	Ⅰ － 7. － 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ － 1. － 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ － 2. － 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	
令和6年12月24日	Ⅳ － 8.	記載なし	8. に記載のとおり	事後	
令和6年12月24日	Ⅳ － 11.	記載なし	11. に記載のとおり	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ － 1. － 時点日欄	令和6年12月24日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ － 2. － 時点日欄	令和6年12月24日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和8年6月30日	Ⅱ － 1. － 時点日欄	令和7年6月30日 時点	令和8年8月31日 時点	事後	
令和8年6月30日	Ⅱ － 2. － 時点日欄	令和7年6月30日 時点	令和8年8月31日 時点	事後	